南海トラフ地震等に対する

緊急防災対策促進に係る提言

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会

（東海）静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、

名古屋港管理組合、四日市港管理組合

愛知県商工会議所連合会、中部経済連合会、中部経済同友会

（近畿）大阪府、兵庫県、和歌山県、大阪市、神戸市

　　関西経済連合会、大阪商工会議所、関西経済同友会、神戸商工会議所

（四国）徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（九州）宮崎県

決　　議

我が国は、地理的な自然条件により災害が起こりやすく、近年は特に激甚な災害が頻発している。

とりわけ平成二十三年三月の東日本大震災や平成二十八年四月の熊本地震、においては、多大な人的被害は言うまでもなく、サプライチェーンの寸断により自動車生産をはじめ日本全体の生産活動が大きな被害を受けた。

また、令和元年台風第十九号においては、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で総雨量が五〇〇ミリを超える記録的な大雨により、国・県管理の七十一河川が決壊し、浸水が広範囲に及んだ。このため多くの尊い命が失われ、社会基盤にも大きな影響を与えるなど、甚大な被害が発生した。

国民の生命・財産を守るためには、自然災害への備えを行うことや被害の軽減対策が重要な課題であり、これらの課題解決に向け、各自治体においては、津波災害警戒区域の指定やハザードマップの公表、迅速確実な情報伝達や避難路、避難場所の整備、避難訓練の実施など、「減災」のためのソフト対策に積極的に取り組んでいるところであるが、今後三十年以内の発生確率が七十～八十％と、発生の可能性が高まっている南海トラフ地震及びこれに伴う津波に対しては、

（一）安全な場所に避難できない

・南海トラフ特措法の「特別強化地域」など、津波到達までの時間が短いエリアや、

液状化により堤防等の機能が失われ、地震直後から浸水するゼロメートル地帯など、

津波等による浸水危険度が高く、避難が困難となるエリア

（二）復旧・復興に大きな支障となる

・ゼロメートル地帯や広域の地盤沈降地帯で、浸水が長期間に及ぶエリア

（三）地域の復旧・復興、ひいては日本全体の経済活動に大きな支障となる

・甚大な被害を受ける地域の中核都市エリア

において、人命を守り、地域の生産活動を守り、被害を最小化するための河川・海岸堤防等の整備・補強や防災拠点の高台移転など、地域の実情に応じて必要な施設整備を緊急かつ重点的に進めることが不可欠である。

このことから、平成二十六年から昨年までの五年間にわたり東海から九州までの自治体と経済団体で「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」を開催し、関係各省庁に対し提言活動を行ってきたところである。国においても、防災・減災、国土強靭化推進のための三か年緊急対策の予算措置や新たな個別補助制度が創設され、河川・海岸堤防等の整備等の進捗が図れ、事業期間の短縮等に大きく寄与しているところではあるが、地震・津波から尊い生命と貴重な財産を守るため、さらに対策を推進することが求められ、地方財政の一層の負担軽減を図っていく必要がある。

よって、ここに「南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会」を開催し、その総意に基づき国及び政府に対し、以下の事項について緊急提言する。

1. 国民の生命と財産を守るため、「特別強化地域」など短時間で津波が来襲する沿岸域や、ゼロメートル地帯など、リスクの高い地域を対象とし、緊急性の高い対策に集中投資し、強靱化をさらに加速できるよう、防災・減災のための社会資本整備に十分な予算を確保すること。
2. 防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策や個別補助制度の拡充など、防災のための重要インフラ等の整備および機能維持が図れる支援措置を講じること。
3. 緊急防災・減災事業債については、引き続き各地域の実情に応じて自治体による対策が促進されるよう、対象事業を拡大したうえで令和三年度以降も存続させること。

右、決議する。

令和元年十一月十四日

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進実行委員会